

平成22年度 豊島区エコ住宅普及促進費用助成金のご案内

豊島区では、地球環境の保全を目的とし、地球温暖化の進行に影響の大きいCO2削減に配慮した、住宅用の新エネルギー・省エネルギー機器等の導入や、省エネ性能に優れた住宅への改修を行うかたなどに対し、その設置工事並びに改修工事にかかる費用の一部を助成しま

1. 費用助成の対象となる機器及び対象工事

- ◇住宅用太陽光発電システム機器
- ◇自然循環式太陽熱温水器・強制循環式ソーラーシステム
- ◇住宅用潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）
- ◇住宅用CO2冷媒ヒートポンプ式給湯機（エコキュート）
- ◇住宅用ガス発電給湯機（エコウィル）
- ◇雨水貯水槽
- 高反射塗装工事（住宅の屋根に対する施行工事）
- 窓の断熱改修工事（住宅版エコポイント制度が実施されているため、改修工事にかかる助成は当分の間休止いたします）

2. 費用助成の対象となる方

- 豊島区内において、ご自身が居住または居住予定の住宅に、新たに対象機器を設置、もしくは対象工事を施工するかた。
（賃貸借等の住宅の場合は、当該住宅の所有者から機器設置、もしくは改修等工事にかかる同意が必要）
- 機器設置もしくは改修等工事を行う前に、助成金の交付申請を行い、交付が決定されてから機器設置、改修等工事を行うかた。
- 太陽光発電システム機器を設置する場合は、電力会社と電灯契約を結ぶこと
- 機器の導入助成にあたっては、導入する機器が未使用のものであること。（中古品等の導入に対しては本区の助成制度はご活用いただくことはできません。また、リース等の機器につきましても補助の対象にはなりません。）
- 同一年度内で、生計を一にする世帯内において同じ補助対象種類で助成を受けていないこと。
（助成申請は、同一年度内において補助対象種類ごとに一回限りとする）
- 平成23年3月15日までに機器設置もしくは改修等工事にあたる完了報告書類を提出できること。

ご注意ください

費用助成の活用をお考えの方は、**必ず機器設置工事、改修工事開始前に申請を行うことが必要です。**工事途中並びに工事終了後の申請はいかなる理由であっても受け付けることはできませんのでご注意ください。

3. 費用助成対象機器、対象工事及び費用助成額について

補助の対象と種類		助成要件	助成金額	
機器の設置	太陽エネルギー機器	住宅用太陽光発電システム	① 財団法人電気安全環境研究所(JET)のモジュール認証を受けたもの又は有限責任中間法人太陽光発電協会が設置した太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)の補助金対象適合機種となっているもの ② 太陽電池の最大出力合計が1kw以上であるもの ③ 機器が住宅の上屋等に設置されるものであること	出力1kwあたり 2万5千円 (上限10万円)
		住宅用太陽熱温水器 ・住宅用強制循環式ソーラーシステム ・自然循環式太陽熱温水器	① 財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたもの ② 機器が住宅の上屋等に設置されるものであること	設置に要する経費の 10% (上限10万円)
		住宅用ガス発電給湯機 (エコウィル)	① 小出力発電設備であること ② ガスエンジンユニットの総合効率が80%以上(低位発熱量基準)であること ③ 貯湯ユニットの貯湯容量が120リットル以上であること	5万円 (一律)
	高効率給湯器	住宅用CO2冷媒ヒートポンプ式給湯機 (エコキュート)	東京都家庭用高効率給湯器認定要綱第3条認定基準に準ずる ①ヒートポンプ方式でCO2冷媒を使用していること ②年間給湯効率が3.1以上であること。(ただし、以下のタイプについては2.7以上であること。ア. 薄型2缶タイプ イ. 角型1缶タイプ ウ. 容量が200ℓ以下の小容量タイプ エ. 一体型タイプ オ. 多機能タイプ)	5万円 (一律)
		住宅用潜熱回収型給湯器 (エコジョーズ)	東京都家庭用高効率給湯器認定要綱第3条認定基準に準ずる ①給湯部分の熱効率が95%以上であること ②定格給湯能力が60号以下の給湯器であること	3万円 (一律)
		雨水貯水槽	貯水タンク容量が50ℓ以上1000ℓ以下の雨水タンク ※新規に機器を購入して設置する場合に限る	設置に要する経費の 2分の1 (上限5万円)
住宅改修・塗装工事	窓の断熱改修工事	①改修後の窓が、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工の指針」に規定する断熱性能に適合するよう行う次のいずれかの断熱改修。 ア. 外窓交換 イ. 内窓設置 ウ. ガラス交換(複層化) ②上記の改修を居室の全ての窓に行うこと	改修工事に要する経費の 10% (上限20万円)	
	高反射塗装工事 (日射の反射による対策としての塗装工事・住宅の屋根面の塗装工事のみ対象)	財団法人日本塗料検査協会等の第三者機関が測定し、日射反射率の可視光領域と近赤外領域の数値の平均値が50%を超え塗料を使用すること ※施工するにあたり、眩しさによる隣家等に与える影響についてご配慮下さい	A 2万円(一律) (最低塗装面積35㎡以上 100㎡未満) B 4万円(一律) (塗装面積100㎡以上)	

《備考》

- ①太陽光発電システム機器の出力の値はキロワットを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下2桁で表示する。
- ②1,000円未満の端数は切捨てとする。
- ③「設置に要する経費」とは、機器本体、機器の運転に必要な関連部材、架台等の購入及びこれらの取付け工事に関する費用とする。機器の運転に直接必要のない付属品及びそれにかかる工事費等は除く。
- ④導入を予定している機器並びに改修工事に使用する関連部材については、未使用のものに限る。

【認証機関について】

財団法人電気安全環境研究所(JET)は、より高品質・安全性の確認された製品の普及によって、ユーザーの方に安心してご使用いただける環境を提供するために、中立・公正な第三者機関として製品の試験、認証を行っている機関です。試験等に合格した製品には、認証ラベルが貼られています。

太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)は、国(経済産業省)が定めた住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付要綱に基づく補助事業者として、対象となる住宅用太陽光発電システムについて、その性能、安全性の面で必要と考えられる最小限の技術的な仕様を示すとともに、補助対象システムの要件に基づき適合機種の一覧リストを掲載しています。

4. 助成金交付申請受付期間

平成22年4月1日から平成23年2月末日

(注)上記の申請受付期間内であっても、当初予算の範囲を超えた場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、申請は、環境政策課に提出した日をもって先着順となります。
※代理申請、郵送での申請も可能ですが、提出書類の不備、記入、押印漏れ等のないよう十分にご注意ください。

5. 助成金の交付時期について

- 第1四半期 平成22年7月末(平成22年4月～6月末日の間に完了報告書が提出されたもの)
 - 第2四半期 平成22年10月末(平成22年7月～9月末日の間に完了報告書が提出されたもの)
 - 第3四半期 平成23年1月末(平成22年10月～12月末日の間に完了報告書が提出されたもの)
 - 第4四半期 平成23年4月中旬(平成23年1月～3月15日までに完了報告書が提出されたもの)
- (注)完了報告書の最終提出期限は平成23年3月15日までとなります。また、申請後、交付決定を受けている場合であっても、この期日までに報告書の提出がない場合、助成金は交付されません。

6. 他の補助金との併用について

高効率給湯器の設置及び改修、塗装工事にかかる助成につきましては、国土交通省の地域住宅交付金を活用した事業としているため、国の財源を活用した他の補助制度(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び第2号に掲げる資金を含む)と併給することはできませんのでご注意ください。

【参考情報】 太陽光発電機器の導入に関する他の補助制度

実施機関	東京都	国(経済産業省)
助成額	戸建住宅:10万円/kw(上限10kw、100万円) 集合住宅:戸建の基準に戸数を乗じた額	戸建住宅:7万円/kw(10kw未満のシステムが対象)
助成条件	申請日が帰属する日から起算して、10年間分の環境価値(自家消費分)を財団法人東京都環境整備公社(以下「公社」)に無償譲渡すること	1kwあたりの設置経費が65万円以下のシステムであり、高い普及効果が見込まれるもの
助成要件	基準適合品または、検定品の単相三線式総発電電力計を、公社が定めるガイドラインに基づき設置したもの (注 メーターに有効期限設定あり)	・電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当を受けているもの ・性能の保証、設置後のサポート体制が、メーカーによって確保されているもの
申請時期	対象システムを設置し、電力会社との間で電力受給契約を締結後に申請	対象機器の設置工事着工前に事前申請 (申請後、2週間程度の審査期間が必要)
申請窓口及び問合せ先	東京都地球温暖化防止活動センター(クール・ネット東京) 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二庁舎16階 TEL:03-5388-3472	一般社団法人太陽光発電協会 太陽光発電普及拡大センター(J-PEC) 〒261-7112 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6 WBGマリブイースト12F TEL:043-239-6200(受付9:00~17:30) FAX:043-239-6201

7. 助成金の手続きの流れ

申請者

豊島区

1

「助成金交付申請書」を下記添付書類とともに環境政策課に提出

2

提出書類の審査後、「交付決定通知書」または「不交付決定通知書」を申請者に送付

【申請時添付書類】

≪機器の設置の場合≫

- ・機器設置にかかる見積書及び内訳書(写し可)
- ・設置予定機器のパフレットの写し(該当商品並びに仕様が記載されたページ)
- ・太陽エネルギー機器の設置の場合は、設置予定箇所の計画図面の写し(パネル等の配置が確認できるもの)

≪窓の断熱改修工事の場合≫【22年度助成休止】

- ・該当工事の見積書及びその内訳書(写し可)
- ・使用する資材の形状、規格等が確認できるパフレットの写し
- ・改修工事開始前の現況写真並びに改修予定箇所の図面

≪高反射塗装工事の場合≫

- ・該当工事の見積書及びその内訳書(写し可)
- ・使用予定塗料のパフレットの写し
- ・日射反射率の評価資料
- ・塗装予定箇所の図面(塗装面積がはっきりとわかる計算式を記載したもの)

※申請当初から機器の変更、工事内容の変更が生じた場合は、対象工事開始前に、別途変更届を提出する必要があります

機器の取付け後、改修等工事終了後の助成金交付申請は認められません

3

「費用助成交付決定通知書」を受領後、機器設置、改修等工事着工

工事完了

4

「設置(工事)完了報告書」をその他関連書類とともに提出

5

「設置(工事)完了報告書」を受領後、交付確定審査審査後、「助成金交付額確定通知書」を申請者に送付
「交付確定額」を申請者の口座に振込

6

助成金受領

◇助成金申請書は豊島区公式ホームページから入手できます【<http://www.city.toshima.lg.jp/>】

生活ガイド→環境・ごみ・リサイクル→家庭向け 助成制度→豊島区エコ住宅普及促進費用助成金→助成金制度のご案内並びに申請書ダウンロード(各様式)

【申請・問合せ窓口】

豊島区清掃環境部環境政策課事業推進係 電話:03-3981-1592 FAX:03-3981-6207
〒170-8422 豊島区東池袋1-20-10 区民センター3階